

第24期 第27回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和4年9月28日

伊予市農業委員会

第 2 4 期

第 2 7 回定例農業委員会総会議事録

令和 4 年 9 月 2 8 日（水）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 2 7 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 6 名
農地利用最適化推進委員	7 名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

第 1	議案第 129 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	8 件
	議案第 130 号	伊予市農用地利用集積計画（令和 4 年度第 2 号）について	1 件
	議案第 131 号	農用地利用配分計画（案）について	1 件
	議案第 132 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件
	議案第 133 号	非農地判断について	1 件
	議案第 134 号	伊予市農業振興地域整備計画の変更協議について	6 件
	議案第 135 号	違反転用に係る是正通知について	1 件
第 2	報告第 48 号	農地法第 5 条の規定による届出について	4 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第27回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員、●●番●●委員、●●番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。●●番 ●●委員、●●番 ●●委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議案第129号

議長

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1,2について関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	伊予郡松前町 ●●さん
譲受人	下吾川 ●●さん
申請地	上吾川●● 田 ●●m ²
申請理由	(譲受人) 新規就農 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

2番

貸出人	上吾川 ●●さん
借受人	下吾川 ●●さん
申請地	上吾川●● 田 ●●m ² 同じく●● 田 ●●m ²

同じく●●畑 ●●m²
申請理由 (譲受人) 新規就農
(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 10年間の使用貸借権設定

譲受人の営農計画は、本日資料を配布していますのでご覧ください。
資料について補足説明しておきます。

(詳細補足説明)

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

それでは、議案第129号番号1,2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

特段の問題はありませんが、番号1について、譲渡人の●●さんは、早くに父親を亡くされ相続され、農業を継がないとの意思を示していたところ、今回、新規就農する●●さんへ農地を売買することになったものです。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。議案第129号番号1,2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、新規就農ということで、ご本人に来ていただいておりますので、営農計画について御説明をいただきたいと思います。

新規就農者

(営農計画等についての説明)

議長

ありがとうございます。ご本人さんから、就農動機や営農計画について発表をいただきました。これらについて、皆さんから御質疑があればお願いします。
何かございませんか。はい、どうぞ。

●●委員

蜜柑やレモンなど果樹を計画されているようですが、経験はあるでしょうか。

新規就農者

レモンについては、3, 4年生のものをお借りして栽培している最中です。蜜柑については、しばらく放置されていたものでしたので様子を見ている状態で、復活できるものは手を入れ、古いものは新しく植栽できればと考えています。

●●委員

柑橘ということで、栽培技術的な支援については、農協さんの協力もいただきながらということでしょうか。

新規就農者

まだまだ素人の部分もありますので、農協さんや先輩農業者さんのご指導を受けながらと考えております。

議長

他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

●●委員

写真を見る範囲では雑草もきれいに刈り取っておられるようですが、農機具などについては、借り受けるなどされるご予定ですか。

新規就農者

トラクターなどは、知人から借りる予定ですが、普段は所有する農機具や小さなバックホー、充電式の草刈機などを用いて騒音などにも配慮しながら、周辺農地へご迷惑をおかけしないようにしていきます。

●●委員

当面は農業収入が見込めませんが、建設業など農外収入があるということですか。業務規模などはいかがでしょう。

新規就農者

少ないですが従業員を雇い、大洲、八幡浜、宇和島、松山などの現場を請け負っており、一定の収入を得ております。

●●委員

まだまだ営農だけでは収入見込みが少なく、本格的な参入というレベルではないなと思われませんが、産直市などに出荷しながら、せっかくなので一定収入を得ながら、我々に追いつけ追い越せで進めてもらえたら良いかと思えます。一番の懸念は、放園となると周辺農家に迷惑がかかってしまうことになるので、それだけは絶対になさらないようにご注意ください。ただければと思います。

議長

他にございませんでしょうか。●●委員からもあったとおり、近隣農家に迷惑がかからないよう農地管理をきちんとしていただければと思います。今日はありがとうございました。

新規就農者

ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

議長

それでは、あらためて議案第 129 号番号 1, 2 について御質疑はございませんでしょうか。無いようでしたら、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございました。議案第 129 号番号 1, 2 について承認いたします。続いて、議案第 129 号番号 3, 4 につきましては関連性がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	松山市 ●●さん
譲受人	下三谷 ●●さん
申請地	下三谷●● 田 ●●m ² 同じく●● 田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農作業従事・農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

4番

譲渡人 下三谷 ●●さん
譲受人 下三谷 ●●さん
申請地 下三谷●● 田 ●●m²
同じく●● 田 ●●m²
同じく●● 田 ●●m²
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農作業従事・農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、議案第129号番号3,4について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

現在の営農状況を踏まえ、何ら問題はありません。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。議案第129号番号3,4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第129号番号3,4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第129号番号3,4について承認いたします。
続いて、議案第129号番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人 下三谷 ●●さん
譲受人 八倉 ●●さん
申請地 八倉●● 田 ●●m²
譲受人の耕作面積 ●●m²
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、議案第124号番号5について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人は認定農業者であり、特段の問題はありません。ご検討の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。議案第124号番号5につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第124号番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第124号番号5について承認いたします。
続いて、議案第124号番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人 本郡 ●●さん
譲受人 本郡 ●●さん
申請地 本郡●● 田 ●●m²
譲受人の耕作面積 ●●m²
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農作業従事・農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、議案第124号番号6について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲渡人は高齢でお子さんも農業を継がないとのことでしたが、譲受人は高齢ではあるものの、お子さんが農業を継ぐ計画があるとのことなので、今回、売買の話がまとまったものです。管理状況も含め特段の問題はありません。ご検討の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。議案第124号番号6につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第124号番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第124号番号6について承認いたします。
続いて、議案第124号番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

7番

譲渡人 神奈川県 ●●さん
譲受人 宮下 ●●さん
申請地 宮下●● 畑●●●m²
譲受人の耕作面積 ●●m²
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、議案第124号番号7について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

事務局説明のとおりで特段の問題はありません。ご検討の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。議案第124号番号7につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第124号番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第124号番号7について承認いたします。
続いて、議案第124号番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

8番

譲渡人 下三谷 ●●さん
譲受人 下三谷 ●●さん
申請地 下三谷●● 田 ●●m²
他●●筆 合計●●m²
譲受人の耕作面積 ●●m²
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農作業従事・農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、議案第124号番号8について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

この農地はかなり荒れていたものの、現在は整地も進んでおります。和歌山県の企業と契約栽培により梅を栽培する予定とのことですので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。議案第124号番号8につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第124号番号8について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第124号番号8について承認いたします。

議長

議案第 130 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について、次のとおり農業委員会の決定を求める。続けて、議案第 131 号農地中間管理事業実施要領第 8 条の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、次のとおり農業委員会の意見を求める。事務局の一括説明をお願いします。

事務局

今回 1 件の申請がありました。（農地中間管理機構が借りる。）

議案第 130 号

1 番

利用権の設定を受ける者（借り手） 松山市 ●●
利用権を設定する者（貸し手） 大平 ●●さん
利用権設定地 中山町●● 畑 ●●m²

権利の種類 使用貸借権
契約期間 令和 4 年 10 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日の 3 年間

議案第 131 号

農地中間管理事業実施要領第 8 条の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、次のとおり農業委員会の意見を求める。

1 番（松浦農業委員）

権利の設定を受ける者（借り手） 上吾川 ●●さん
権利を設定する者（貸し手） 松山市 ●●
利用権設定地 中山町●● 畑 ●●m²

権利の種類 使用貸借権設定
契約期間 令和 4 年 10 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日の 3 年間

議案第 131 号につきましては、130 号にて農地中間管理機構が借り受けた農地を、上吾川の●●さんに貸し付ける内容になっています。

議長

それでは、議案第 130 号、131 号について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

お若いのに大変意欲を感じる方でした。特段の問題はありません。ご検討の程よろしくお
願いします。

議長

ありがとうございます。議案第 130 号、131 号につきまして、委員の皆様からの御質疑はご
ざいませんでしょか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第 130 号、131 号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします
す。

(承認)

議長

ありがとうございます議案第 130 号、131 号について承認いたします。

議案第 132 号

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達した
いから農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

譲渡人は 八倉 ●●さん。

譲受人は 松山市 ●●さん。

土地の所在地は、八倉●● 登記地目及び面積は、田で合計●●m²

転用目的は工事に伴う一時転用による資機材置場及び残土仮置場で、転用面積は同じく
1,213 m²です。議案説明書は 4 ページを、申請地説明図は 2 ページから 4 ページをご覧だ
さい。

今回の転用申請に至った理由でございますが、伊予市（水道課）発注の上水道工事に伴う、
資材・機材及び残土仮置場に供するため、一時転用申請に至ったものです。申請地の一部
に農振農用地（青地農地）を含むため、農業委員会ネットワーク機構（愛媛県農業会議）

への諮問を要するものの、着工予定日（9/17）までに愛媛県の許可を受けられないため、始末書を付して申請されたものですが、工事契約の関係で、工事現場への立入ができない期間が約 2 カ月に及び、工程上必要な仮置場等の手配に遅れが生じたとのことで、今回は止むを得ないものと判断しております。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。議案第 132 号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

●●委員

工事期間の数か月の間の一時的な転用でも、許可申請が必要になるのでしょうか。

事務局

必要となります。なお、今回は農用地区域内農地ということで、農業会議への諮問も必要となります。

議長

よろしいですか。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら、議案第 132 号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長

ありがとうございます。議案第 132 号について承認いたします。

議案第 133 号

農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

申出人は、松山市 ●●さん

土地の所在地は、中山町●● 登記地目及び面積は、畑で合計●●m² 非農地の判断を求めます。

議案説明書は5ページを、申請地説明図は5ページから7ページをご覧ください。

今回の非農地の判断を求められる理由でございますが、申出人は、平成4年に相続により申出地を取得したものの、十分な管理ができないまま20年以上が経過し、農地として利活用を図ることが極めて困難な状況となっているため、今回の申出に至ったものです。

経過年数を踏まえ、非農地との判断はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案第133号について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

高齢で管理ができず止むを得ないものと考えます。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。議案第133号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第133号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第133号について承認いたします。

議案第134号

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地から除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

番号 1

申出人及び土地所有者は、三秋 ●●さん

土地の所在地は、三秋●●

地目は田、登記面積は合計●●㎡、植林を目的とした、整備計画の変更に対する意見を求めるものです。議案説明書は6ページ上段を、申請地説明図は8ページから10ページをご覧ください。

今回の計画変更に至った理由でございますが、申出人の父親が高齢により平成13年頃からは耕作を止め、植林に至ったものであります。平成30年8月に相続により取得した後、当該申請地が違反転用状態であったことを認識したものの、原状回復が困難な状況であるため今回の申出に至ったものであります。転用目的が具体化し、当該申請に至る理由からも、やむを得ないものであると考えられ、個別除外により対応せざるを得ないものと判断されます。

なお、農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済です。以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

山林の様相を呈しており、農道もなく、他の営農にも支障ありません。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます番号1について承認いたします。

続いて、番号2について、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 2

申出人は、兵庫県神戸市 ●●さん、●●さん。

土地所有者は、三秋 ●●さん。

土地の所在地は、三秋●● 地目は田、登記面積は合計●●㎡、転用目的は、一般住宅で、転用面積は●●㎡。整備計画の変更に対する意見を求めるものです。

議案説明書は 6 ページ中段を、申請地説明図は 1 1 ページから 1 3 ページをご覧ください。今回の計画変更に至った理由でございますが、申出人家族が住む住居の確保と、申出人の一人、●●さんの義父である●●さんの農業補助者としての本拠を構えることや、将来の両親の介助等を念頭に、今回の申出に至ったものであります。

なお、申出地は農地の広がりがない第 2 種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更は問題ないと考えられ、農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件を確認済です。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号 2 について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

●●さんが現在所有する農地は、御親戚の方が耕作しているとのことでしたが、将来、営農される予定とのこと、特に問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号 2 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら番号 2 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます番号 2 について承認いたします。

続いて、番号 3 について、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 3

申出人は、下吾川 ●●

土地所有者ですが、恐れ入りますが一か所修正をお願いします。

土地所有者は、松山市●●さんと、その下 ●●とありますが、それを削除し、現所有者は●●さん●●歳となります。訂正をお願いします。

土地の所在地は、三秋●●

地目は畑で、登記面積は合計●●㎡、

転用目的は、露天資材置場で、転用面積は同じく●●㎡。

整備計画の変更に対する意見を求めるものです。

議案説明書は 6 ページ下段を、申請地説明図は 14 ページから 16 ページをご覧ください。

今回の計画変更に至った理由でございますが、建設業を営み、重機類を多数保有している申出人が、重機及び組立機材などを設置・保管するための場所が狭小となったことから、既存の資機材置場に隣接する農地を転用すべく今回の申出に至ったものであります。

なお、申出地は農地の広がりがない第 2 種農地と判断され、農地転用基準の判断から当該計画変更は問題ないと考えられ、農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件を確認済みです。以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号 3 について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

国道 378 号線沿いにあります。現在は農地として利用されておられません。特に問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号 3 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

●●委員

何年前に、この農地については耕作されておらず、その後、農地に戻すという話だったと思うが、今回、農地転用に向けた農振除外の申出があったということで、どういう経緯か教えてください。

事務局

過去の説明・経緯については確認しております。●●の資材置場の隣接地ということで、

農地以外のものへの利用が具体化している状況であれば、違反転用として対応せざるを得ないこととなりますが、状況を確認してみると、農地以外の目的で利用している実態がないことと、国道 378 号線沿いということで、当該農地へ不法投棄が行われてしまう実態があったことから、●●にお勤めされていた所有者が、不法投棄を防ぐための仮設壁を設置したことはあったようですが、それが農地転用状態であることを隠すようなものではないことも確認させていただき、今回、●●の事業のために必要な用地取得に向けた手続きの中で、違反転用状態ではないということと、農振除外に向けた計画変更に係る各要件を1つ1つクリアして、今回の申出に至っているということを確認しております。

土地の形質に至っておらず、違反転用を目的とした行為や作業が行われていないということが確認できましたので、今回の農振除外に向けた申出を受けているということのようでございます。

議長

●●委員からあったように、農地としての利用がなされない状況であったことは私も確認しておりましたが、●●は事業用地として使用していなかったことや、現状、雑木等が繁殖している状況のようでございます。他にございませんでしょうか。

議長

無いようでしたら番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます番号3について承認いたします。

続いて、番号4について、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号4

申出人は、稲荷 ●●

土地所有者は、稲荷 ●●さん、東京都八王子市 ●●さん、稲荷 ●●さん

土地の所在地は、稲荷●●

地目は田で、登記面積は合計●●㎡、

転用目的は、露天駐車場で、転用面積は同じく●●㎡。

整備計画の変更に対する意見を求めるものです。

議案説明書は7ページ上段を、申請地説明図は17ページから19ページをご覧ください。

今回の計画変更に至った理由でございますが、申出人の●●が、参拝者用駐車場の不足を解消すべく、露天駐車場としての用途に供するため今回の申出に至ったものであります。なお、申出地は農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更は問題ないと考えられ、農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済です。以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

●●の周年行事に向けた準備のためのものです。特に問題はないかと思います。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます番号4について承認いたします。

続いて、番号5,6については関連性がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号5

申出人及び土地所有者は、双海町 ●●さん。

土地の所在地は、双海町●●

地目は畑、登記面積は合計●●㎡、

続いて、

番号6

申出人及び土地所有者は、双海町 ●●さん。

土地の所在地は、双海町●●

地目は畑、登記面積は合計●●m²、

いずれも植林を目的とした、整備計画の変更に対する意見を求めるものです。

議案説明書は7ページ中・下段を、申請地説明図は20ページ以降をご覧ください。

今回の計画変更に至った理由でございますが、柑橘栽培を行っていたものの、栽培に適した他の農地で栽培するようになった他、高齢による規模縮小から、平成4年頃から植林するようになり現在に至ったものであります。

転用目的が具体化し、当該申請に至る理由からも、やむを得ないものであると考えられ、個別除外により対応せざるを得ないものと判断されます。

なお、農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済です。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号5,6について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

既に森林化しているということでございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号5,6につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら番号5,6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます番号5,6について承認いたします。

本日、追加議案としてお配りしておりますので、そちらをご確認いただければと思います。

議案第135号

農地法第51条第1項に該当する者について、愛媛県が定める「違反転用に係る事務処理

マニュアル」に準じ是正通知を行うことについて、総会の承認を求める。番号 1,2 について事務局の一括説明をお願いします。

事務局

違反転用者は、松山市●●さん

土地所在地は、番号 1 は宮下●●、番号 2 ●● 他 4 筆

登記地目は田です。

番号 1 の農地は、●●さんが農家住宅を建設するために平成 14 年 6 月に既に 4 条許可を受けている場所ですが、現状は露天駐車場となっており、計画変更などの手続きを行わないまま違反転用状態が続いているものであります。

番号 2 の農地は、●●氏が所有する農用地区域内農地（いわゆる青地農地）を含む農地を、必要な手続きを行わないまま土地の形質を変更し、農地としての利用に供さず、また農地法第 4 条第 1 項の許可を受けないまま露天駐車場へ転用しているものであります。

この件に関しては、発生から 20 年が経過しようとしておりますが、その間、農地回復に向けて解決を図るための協議を県・市・●●氏と行ってきたものの、県（農村整備第 1 課）が実施したため池改修工事による残土処分に係る、県と●●氏との口頭契約が原因による条件齟齬（食い違い）などもあり、現在までに解決に至らぬままとなっております。

この問題に関しては、平成 29 年 6 月に、●●氏、県、市の 3 者協議において、県からの提案等を踏まえた協議の後、農地として回復させる方向で話がまとまったものの、平成 29 年 11 月に●●氏が一方的に無許可で農地にバラスを敷設したものです。

そのような中、●●氏が、新たに宮下の別の青地農地を許可なく取得し、土地の形質を変更する行動が見られたため、●●氏の行動が農地保全の観点からも悪質と判断し、愛媛県中予地方局農業振興課と協議した上で、違反転用の是正に向け、手順通りに処理するための手続きに入ることとなり、その事務の 1 つとして、今回の通知書を送付するものです。

今回、議案とした経緯につきましては、今回の違反転用に至るいきさつについて情報共有することを念頭にしつつ、伊予市農業委員会として違反転用に取り組む姿勢をアピールできればとの考えによるものでございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案第 135 号番号 1,2 について事務局の説明がございましたが、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら議案第 135 号番号 1, 2、是正通知を行うことについて、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます議案第 135 号番号 1, 2 について承認いたします。

報告第 48 号

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告する。番号 1 から 4 まで一括で事務局の説明をお願いします。

事務局

報告

議長

報告事項について、各委員からは何かございますでしょうか。

無ければ報告事項ですので、次に進めます。

(その他報告)

議長

それでは次回は 10 月 31 日(月曜日) 午後 1 時 30 分より、この会場で開催します。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第 27 回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

藤岡会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後 2 時 51 分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
